



民生委員・児童委員  
シンボルマーク

江津市

# 民児協だより

第12号 令和2年2月発行

江津市民生児童委員協議会

事務局／江津市社会福祉協議会内  
〒695-0011 江津市江津町1518-1  
TEL 52-2474 FAX 52-2308



## 江津市民生委員・児童委員・主任児童委員 ～感謝状贈呈・委嘱状交付式～



### ごあいさつ



江津市民生児童委員協議会  
会長 鹿森 偉左雄

江津市の皆様には日頃より、私達民生委員・児童委員の活動にご理解、ご協力をいただき深くお礼申し上げます。

このたび、令和元年12月1日の民生委員・児童委員一斉改選により、前期に引き続き会長に就任致しました。

昨今の社会情勢において、核家族や単身世帯の増加により人間関係が希薄になる中で、度重なる自然災害、また、社会的孤立や経済的困窮などが深刻な問題として地域に顕在化し、各地区における民生児童委員活動の取り組みの重要性を最も感じております。

こうした状況を踏まえ、今後3年間、市内110名の民生委員・児童委員と共に「誰もが安心して暮らせる地域づくり」に取り組み、地域共生社会の実現を目指して参りたいと思います。

私達民生委員・児童委員は、それぞれの担当地域で皆様が抱えている問題について相談をうけ、関係専門機関等に繋げるなどして解決に向けてのお手伝いをします。いつでも気軽に声をかけて下さい。プライバシーは必ず守られます。

今後も市民の皆様のご指導、ご協力をよろしくお願い致します。

## ～江津市民生児童委員協議会の新役員を紹介します～

令和元年12月1日の民生委員・児童委員一斉改選に伴い、次のとおり新役員が決まりました。  
任期は、令和4年11月30日までの3年間です。

### 新役員（理事・監事）

**会長** 鹿 森 偉左雄  
**副会長** 佐々木 章 三  
湯 浅 詔 三



**理事** 河 村 雅 信  
大 村 理 之  
鹿 森 偉左雄  
三 島 悦 廣  
渡 邊 文二郎  
佐々木 章 三  
森 奈々子  
湯 浅 詔 三  
岡 本 一 代子  
中 村 瑠 子

**監事** 吉 田 茂  
矢 萩 良 子



(敬称略)

## 民生委員・児童委員活動の7つのはたらき

改選期を迎え、改めて、様々な問題に取り組む民生委員児童委員のはたらき（役割）を紹介します。

- ① 社会調査のはたらき**  
担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。
- ② 相談のはたらき**  
地域住民が抱えている問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。
- ③ 情報提供のはたらき**  
社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
- ④ 連絡通報のはたらき**  
住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。
- ⑤ 調整のはたらき**  
住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。
- ⑥ 生活支援のはたらき**  
住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。
- ⑦ 意見具申のはたらき**  
活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起します。

## ～新任民生委員・児童委員研修会が開催されました～



12月18日(水)浜田市総合福祉センターにおいて、浜田市と江津市の新任民生委員児童委員を対象に島根県健康福祉部主催の研修会が開催されました。

民生委員児童委員の活動の基本となる必要な知識など、これからの実践活動に役立つ内容を学びました。また、先輩民生委員児童委員の立場から体験談をお話する時間では、実際の訪問活動についての関わり方や地域ごとの様々な活動について聞き意見交換を行うなど、有意義な研修会となりました。

## 生活困窮者自立支援制度と連携した生活福祉資金の貸付について



生活福祉資金貸付制度の他の貸付制度と異なる特長は、低所得世帯等に対し必要な資金貸付を行うだけでなく、貸付後も民生委員や社協職員が継続的に相談支援にあたることです。

平成27年から生活困窮者自立支援制度が施行され、総合支援資金及び緊急小口資金の貸付に際しては、原則として自立相談支援事業の利用が要件化されました。

民生委員はこれからも借入相談を通じ、自立相談支援事業と連携した支援を引き続き行います。

### 《各資金の概要》

#### ●総合支援資金

失業等により日常生活全般に課題を抱える者に、生活再建までの間の生活費用等を貸付けるもの

#### ●緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に小額の費用を貸付けるもの

#### ●教育支援資金

低所得世帯に属する者に、高校・大学・高等専門学校の入学、修学に必要な費用を貸付けるもの

#### ●不動産担保型生活資金

高齢者世帯に一定の居住用不動産を担保として生活費用を貸付けるもの

※ご相談は、お住まいの地区担当民生委員、または江津市社会福祉協議会 (TEL:0855-52-2474) にご確認ください。

# 民生委員・ 児童委員に関する

# Q & A



## Q1. 民生委員・児童委員はどのような活動をするのですか？

- A** ◎民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された**地域福祉を担うボランティア**です。非常勤の地方公務員として位置づけられています。
- ◎民生委員・児童委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、住民から様々な生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「**つなぎ役**」としての役割を担っています。
- ◎民生委員・児童委員は無報酬です。ただし、活動に必要な費用（電話代や交通費など）の一部は活動費として支弁されます。

## Q2. 民生委員・児童委員はどのように選ばれ、何人くらいいるのですか？

- A** 市町村ごとに設置される推薦会において、選任されます。任期は3年で、3年おきに全国で一斉改選が行われます。また、一斉改選時期以外にも、欠員が出た場合は、随時選任が行われます。全国には約23万人、江津市には現在110名の民生委員・児童委員が活動しています。

## Q3. 主任児童委員とはどのような方たちですか？

- A** 主任児童委員とは、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。児童福祉や母子保健、教育などの関係機関等と地域の「**つなぎ役**」として、連絡調整や区域担当の民生委員・児童委員と連携して支援を行う役割を担っています。

## Q4. 民生委員・児童委員にはどのような義務があるのですか？

- A** 個人の人格を尊重し、平等な取扱いを行うという規定があり、活動の円滑な実施のためには、個人情報適切な提供を受ける必要があります。そのため、守秘義務が課せられています。



## 民生委員制度は100年の歴史と実績を有する制度です

民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度」に始まり、平成29年、100周年を迎えました。住民の一員として、住民視点にたって安心して住み続けることができる地域づくりにこれからも取り組んでいきます。